



令和7年12月2日以降従来の健康保険証は使用できません

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関を受診する仕組みに移行しており、**令和7年12月2日以降従来の健康保険証は使用できなくなりました。**そのため、マイナ保険証の登録手続きが済んでいない方はお早めにお手続きをお願いします。

医療機関へのかかり方 3種類

①マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）のみ提示

②資格確認書のみ提示

③資格情報のお知らせとマイナンバーカードを併せて提示

※機器のトラブルなどでマイナ保険証が使えない場合「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを併せて提示することで受診できます。

※資格情報のお知らせだけでは受診いただけません。

上記いずれかの方法で医療機関を受診することができます。



よくある質問

Q1

いま手元にある健康保険証はどうすればいいですか？

A1

令和7年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に健康保険証を添付して返却してください。

令和7年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。
ハサミを入れるなどしてご自身で破棄をお願いします。

Q2

資格確認書が届いた時点ですぐ使えますか？

A2

はい、お使いいただけます。

医療機関等に提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。

Q3

マイナンバーカードが限度額適用認定証の代わりになりますか？

A3

医療機関等（※）の窓口でマイナ保険証を提出し、「限度額情報の表示」に同意いただくと利用が可能となります。

※オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります。

しかし、住民税非課税の方は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の申請が必要となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

マイナンバーに関するお問い合わせ先
(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

▶ 0120-95-0178

- ・通知カードに関すること
- ・個人番号カードに関すること
- ・その他マイナンバー制度に関すること

マイナ保険証に関するお問い合わせ先
協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

▶ 0570-015-369

- ・マイナ保険証、オンライン資格確認
- ・資格情報のお知らせ
- ・資格確認書



令和8年1月中旬から下旬にかけて 医療費のお知らせをお送りします

年に1回、加入者の皆様に対して、ご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」をお届けしています。

対象期間

令和6年9月～
令和7年8月診療分

送付時期

令和8年
1月中旬～下旬

送付先

お勤めの方 ▶ お勤め先の事業所宛
任意継続被保険者の方 ▶ ご自宅宛



今年度で終了いたします

マイナポータル等のデジタル化の推進に伴い、
**今回（令和8年1月送付分）の送付を最後に
終了いたします。**

あらかじめご了承くださいましよう
お願ひいたします。



来年度からの運用 方法は2つ

- ① 医療費情報の確認はマイナポータルをご利用ください。
- ② 医療費のお知らせが必要な方は、管轄の協会けんぽ支部に申請をいただければ発送いたします。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用できます

「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細の記入を省略できます。

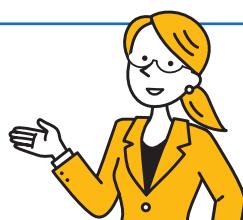
※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分（令和7年9月～12月診療分）については、医療機関等からの領収書に基づいて、国税庁のホームページより“医療費控除の明細書”を作成し、申告書に添付してください。

お問い合わせ先

- 確定申告（医療費控除）について…国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。
※申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」が大変便利です。
- 「医療費のお知らせ」について…協会けんぽへお問い合わせください。
レセプトグループ 029-303-1500（音声案内：3）

協会けんぽの年末年始の業務について

協会けんぽでは 令和7年12月27日（土）から 令和8年1月4日（日）まで 休業になるため、
年末年始付近に申請された給付金のお支払いなどは、通常より日数を要する場合が
ございますのでご了承ください。



12/26 (金)	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)
○ (通常通り)	休	休	休	休	休	休	休	休	休	○ (通常通り)

協会けんぽの申請書類はすべて郵送でご提出いただけます。
窓口の混雑軽減のため郵送での申請にご協力をお願いいたします。